



# 佐賀県公報

平成19年  
4月6日  
(金曜日)  
第 12888号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 田 次

### 告 示

○道路の供用開始

○ "

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

○大規模小売店舗の新設に関する公示

○都市計画の決定に伴う関係図書の写しの縦覧

○開発行為に関する工事の完了

○土地改良区役員の就退任届

○公印の登録抹消

○ "

### 訓 令 甲

○佐賀県法制審査委員会規程の一部改正

### 教 育 委 員 会 事 項

○公印の登録抹消

○ "

### 選 挙 管 理 委 員 会 事 項

○選挙管理委員会の招集

(告 示・117) 五

### ○ 告 示

●佐賀県告示第二百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年四月六日から平成十九年五月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十九年四月六日

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年四月六日から平成十九年五月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道牛津芦刈線	小城市芦刈町三王崎字四本松三〇〇番一地先から小城市芦刈町三王崎字四本松二九二番四地先まで	平成一九・四・六

### ○ 公 告

(公 告) 四 五

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定期変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年5月21日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成19年4月6日

佐賀県知事 古川 康

株式会社コスモス薬品  
代表取締役 宇野正晃

1 申請のあった年月日  
平成19年3月19日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階  
大規模小売店舗において小売業を行う者

2 申請に係る特定非営利活動法人  
(1) 名称 特定非営利活動法人太良の里  
(2) 代表者の氏名 佐藤 義之

株式会社コスモス薬品  
代表取締役 宇野正晃

(3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県藤津郡太良町大字糸岐2537番地2

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階  
大規模小売店舗の新設をする日

(4) 定款に記載された目的

この法人は、要介護者で軽い認知症の状態にある者が5～9人のグループで共同生活を営み、その住居で入浴、排泄および食事等の介護その他日常生活上の世話をや機能訓練を実施することによりその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るようになることを目的とする。また、本施設が地域に開かれたものとするため、通所介護機能を持たせる。

平成19年11月20日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,549平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の位置及び収容台数  
建物東側、南側 74台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物南側 29台

建物北東側 16台

合計 45台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
建物東側 46.8平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内北側 8.1立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前10時から午後10時まで

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時00分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	佐賀都市計画道路3・4・51号 大財吳服元町線
敷地北東側 1箇所	2 縦覧場所
敷地南東側 1箇所	佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課
合計 2箇所	
工 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	
午前6時から午後10時まで	
2 届出年月日	平成19年3月20日
3 関係書類の縦覧	
(1) 縦覧場所	佐賀県農林水産商工本部商工課
(2) 縦覧期間	平成19年4月6日から
	平成19年8月5日まで
4 その他	

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

役職名	氏名	住所	就退任年月日
監事	池尻 靖	鳥栖市下野町2379番地	平成19年1月18日退任
"	久富 俊男	" 191番地	平成19年2月28日就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鳥栖市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。  
平成19年4月6日

佐賀県知事 古川 康

次の公印は、平成18年11月19日限りでその登録を抹消しました。  
平成19年4月6日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類及び名称	佐賀都市計画道路3・4・46号 吴服元町渓線
---------------	------------------------



全国豊かな海づくり大会推進室長印

次の公印は、平成19年3月31日限りでその登録を抹消しました。

平成19年4月6日



佐賀県知事 古川 康

平成19年4月6日

佐賀県教育委員会

教育長 吉野 健二

佐賀県立唐津北高等学校印

### ○ 県印

●佐賀県訓令甲第十二号

各本部  
出納局

佐賀県法制審査委員会規程(昭和三十一年佐賀県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月六日

佐賀県知事 古川 康

第一条の見出しを「(目的及び設置)」に改め、同条第一項中「経営支援本部」を「県の法制上の重要事項を審議し、かつてその行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、経営支援本部」に改める。

第一条第一項中「経営支援本部長」を「総務法制課長」に改める。  
第六条から第九条までを削り、第十条を第六条とし、第十一条から第十四条を四条ずつ繰り上げる。

### 附 則

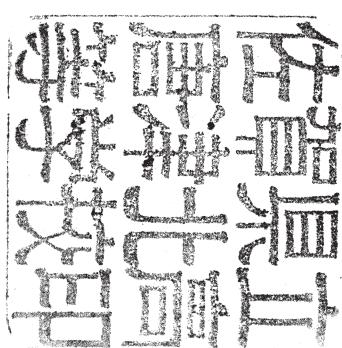
この訓令は、公布の日から施行する。

### ○ 教育委員会事項

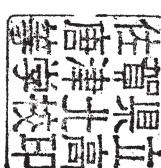
次の公印は、平成19年3月31日限りでその登録を抹消しました。

佐賀県立唐津北高等学校印

佐賀県立唐津北高等学校印



佐賀県立唐津北高等学校印



佐賀県立唐津北高等学校長印



次の公印は、平成19年3月31日限りでその登録を抹消しました。

平成19年4月6日

佐賀県教育委員会

教育長 吉野健二

佐賀県立東松浦高等学校印



佐賀県立東松浦高等学校印

### ○ 講演題目公頃事項

●佐賀県選挙管理委員会第117号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十九年四月六日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一日時 平成十九年四月十一日 午後一時

一 場所 佐賀県庁(正庁)

三 議題

(一) 佐賀県知事選挙及び県議会議員選挙の結果について

(二) その他

佐賀県立東松浦高等学校長印



申購  
込読  
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年四月六日印  
行者佐賀県知事古川康行

印刷定日  
所毎週月  
株古川総合  
印刷曜日